

第1章 台湾の地震保険制度

1. 強制地震保険制度の創設

台湾はユーラシアプレートとフィリピン海プレートの境界に位置しており、地殻活動も活発であるため過去にマグニチュード7前後の地震が頻繁に発生している。中でも1999年9月に発生した集集地震は、死者約2,500人、負傷者11,300人以上、被災建物数51,000棟以上の大災害となった。

しかし、当時の台湾には地震保険という単独商品はなく、家計保険分野・企業保険分野ともに火災保険に任意付帯する地震保険特約という形式が一般的であり、再保険制度についても、日本の家計地震保険のように政府による引受けはなく、台湾内外の再保険市場に出再されていた。

このため、1998年の台湾の火災保険に対する地震保険特約の付帯割合（地震特約件数／火災保険件数）は1.08%と非常に低く、被災者への支援は政府や民間の実施するものが中心となった（政府からは全壊家屋、半壊家屋への資金援助、ならびに公的住宅の低価格分譲や応急仮設住宅の提供、家賃補助などの救済策が実施された。）。

このように地震で生じた損害に対して保険が十分に役割を果たせなかったことから、集集地震の後、台湾財政部は地震特約を強制付帯にすることを検討した。

そして、2002年4月に国内保険会社による共同保険、基金および国内外の保険会社への再保険や政府の関与により地震リスクを分散させるように設計された台湾住宅地震保険プール（Taiwan Residential Earthquake Insurance Pool、以下、TREIPという。）を導入した新たな住宅地震保険が発足した。

これは、火災保険を扱う会社が統一された商品を販売（火災保険に強制付保）するという官民一体の制度である。

2. 住宅地震保険の商品内容

2002年の制度発足前の地震保険（特約）は、構造級別3区分、等地4区分に建物の階数割増を乗じて料率が決まる複雑な内容であった。

新たな地震保険では、構造、等地、階数にかかわらず全国一律の料率となっている。さらに、以前は保険の対象であった家財は対象外となり、建物だけに絞られている。また、支払の対象となる事故も全損の場合のみとなっており、非常にシンプルなものとなっている（表1-1）。

これは火災保険に強制付保するという性格上、分かりやすくまた保険料を安くする必要があるので考えられる。

表 1-1 日本の地震保険との比較

項目	日本	台湾
引受方法	火災保険に付帯(原則自動付帯) 契約者の意思により付帯しないことも可	火災保険に強制付帯
対象物件	居住用建物、生活用動産	住宅建物
担保リスク	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊、火災、埋没、流失等による損害	地震を原因とする直接、間接の損害
料率	0.50‰～3.13‰ 等地(4区分) ^注 、建物の構造(2区分)の8区分 耐震等級、建築年、免震建築物、耐震診断による割引制度あり 注:激変緩和のため同一等地内で料率が異なる場合がある	1.2158‰ 地域、建物の構造の区分はなく保険金額120万台湾ドルに対し保険料は1,459台湾ドル
引受限度額 または契約上の制限	付帯される火災保険の保険金額の30～50%、 かつ建物 5,000万円、生活用動産 1,000万円を限度	120万台湾ドル ¹ 保険金額が120万台湾ドルに満たない場合は、比例的に保険料が割引かれる
保険金支払上の制限	1回の地震等につき総額で5.5兆円(5.5兆円以上の場合には比例的に削減可能) 損害割合が建物3%(動産10%)未満は免責	1回の地震等につき総額で600億台湾ドル(これ以上の場合には比例的に削減可能) 全損のみで補填なので修理費用が再調達価額の50%を超えるか、政府機関等による取り壊し命令がなければ保険金は支払われない。 ただし、全損となった場合には、臨時生活費用として一律18万台湾ドルが支払われる
民間保険会社の役割	販売、集金、証券発行、損害査定を行い、リスクの一部を受再し保有	本制度に基づく地震保険の販売のほか、上乘せの地震保険の販売など

3. 再保険制度

(1) 保険料の流れ

日本の家計地震保険では、元受保険会社は引き受けた地震保険契約の保険責任のすべてを日本地震再保険株式会社(以下、地再社という。)に出再し、地再社は保険責任の一部を政府と元受保険会社等に再々保険している。

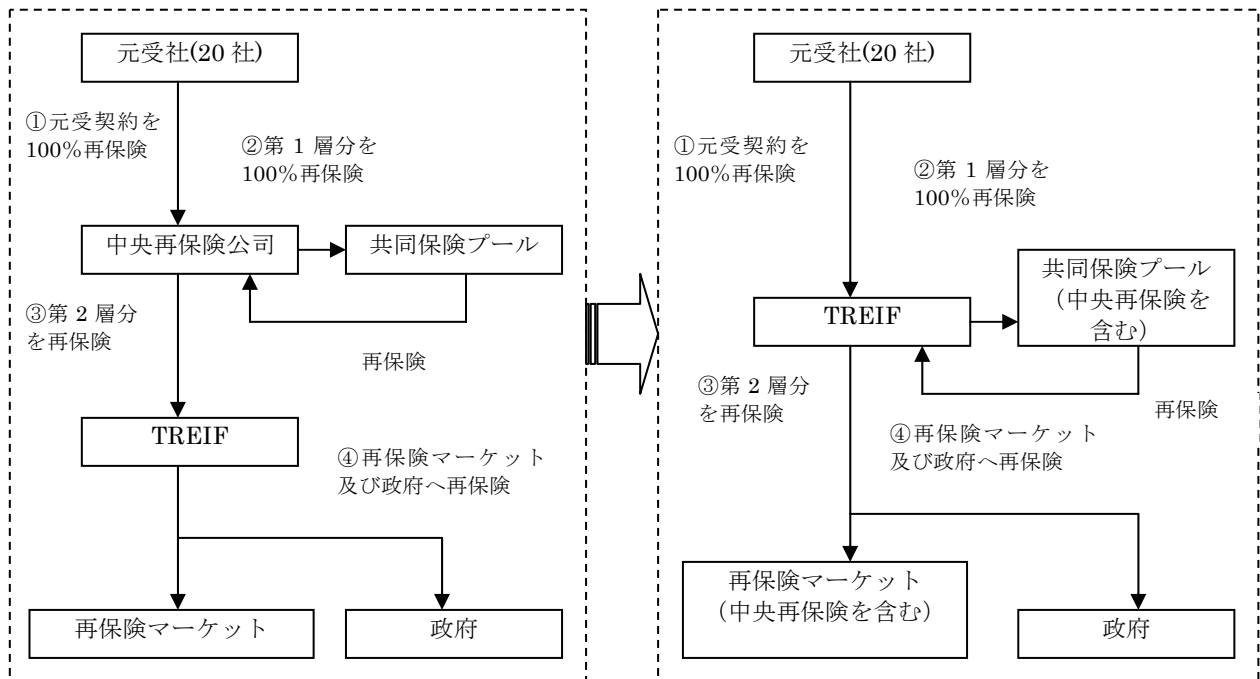
台湾の地震保険制度もこれと同様に、元受保険会社は引き受けた地震保険契約の保険責任のすべてを住宅地震保険基金(Taiwan Residential Earthquake Insurance Fund、以下、TREIFという。)に出再(2007年12月までは中央再保険公司²に出再)し、TREIFは保険責任の一部を政府と再保険マーケット、元受保険会社に再々保険している(図1-1)。

¹ 1台湾ドル=約3.54円(2008年6月現在)

² 中央再保険公司是台湾の保険会社に対し再保険の提供を行うなどを主な目的として1968年に設立された国有の再保険会社であったが、2000年より順次株式を放出している。TREIF創設時から2007年12月までTREIFの管理業務を行っていた。

2007年12月31日まで

2008年1月1日以降



出典：片山雅樹(2007)『台湾の住宅地震保険制度について』「損害保険研究」第69号第2号

出典：TREIF 担当者に対するヒアリング結果より作成

図 1-1 再保険の流れ

(2) 再保険スキーム

制度発足時は1回の地震等につき500億台湾ドルを限度（これ以上の場合は比例的に削減可能）とする4層の再保険スキームであったが、契約量の増加に対応するため2007年1月からは限度額を600億台湾ドルに引上げ、5層の再保険スキームに変更された。

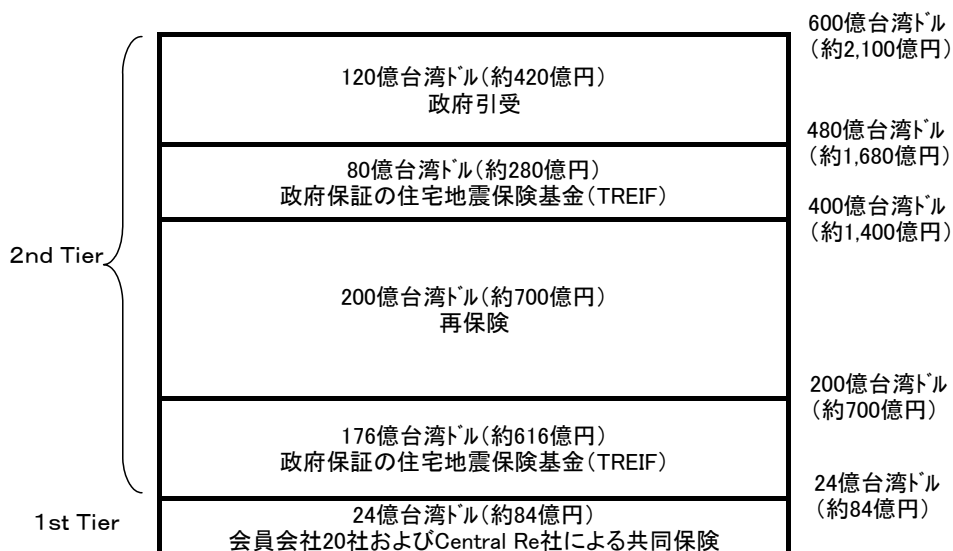


図 1-2 再保険スキーム

出典：片山雅樹(2007)『台湾の住宅地震保険制度について』「損害保険研究」第69号第2号

4. 住宅地震保険料の現状と財務状況

(1) 元受保険料配分の内訳と推移状況

2002年4月に現行の住宅地震保険制度が発足してから2006年末までにおける元受保険料とその配分の内訳の推移状況は表1-2のとおりである。また、元受保険料総額は2002～2006年の4年間に於いて年平均38.3%の伸び率で急速に拡大していた。

表1-2 元受保険料配分の内訳と推移（単位：1,000台湾ドル）

出典： TREIF 公表資料より作成

元受保険料の配分		2002 (4～12月)	2003	2004	2005	2006	累計
純 保 険 料 配 分	共同保険プール	111,340	208,423	250,302	308,342	356,246	1,234,652
	再保険マーケット	110,833	382,442	371,808	418,438	385,354	1,668,876
	TREIF	334,525	385,682	700,351	903,021	1,141,412	3,464,991
	政府	0	65,567	107,229	132,146	152,677	457,619
	純保険料合計	556,698	1,042,114	1,429,690	1,761,946	2,036,689	6,826,138
付 加 保 険 料 配 分	元受経費	53,487	99,251	136,869	168,783	213,399	671,788
	共保組織管理費用	16,715	31,016	42,772	52,745	60,996	204,243
	TREIF 管理費用	16,715	31,016	42,772	52,745	42,785	186,032
	再保険コスト調整積立金	13,372	24,813	34,217	42,196	48,797	163,394
	付加保険料合計	100,287	186,095	256,630	316,467	365,977	1,225,467
元受保険料総額		656,985	1,228,209	1,686,320	2,078,413	2,402,666	8,051,605
前年比伸び率(%)			86.95	37.30	23.25	15.60	
純保険料割合(%)		84.74	84.85	84.78	84.77	84.77	84.78
付加保険料割合(%)		15.26	15.15	15.22	15.23	15.23	15.22

2006年までの純保険料累計総額の内訳(図1-3)を見ると、TREIFの割合は50.8%で、政府の持分を入れると57.5%に達した。また、各年の内訳では、2003年以降政府とTREIFの合計持分は増加する傾向が見られる。

一方、付加保険料の内訳(図1-4)を見ると、2002～2005年における各項目の割合が安定した推移を見せているが、2006年に入ると、TREIFの割合が前年より5ポイント低下するのに対して、元受経費の割合が5ポイント増加したことがわかる。

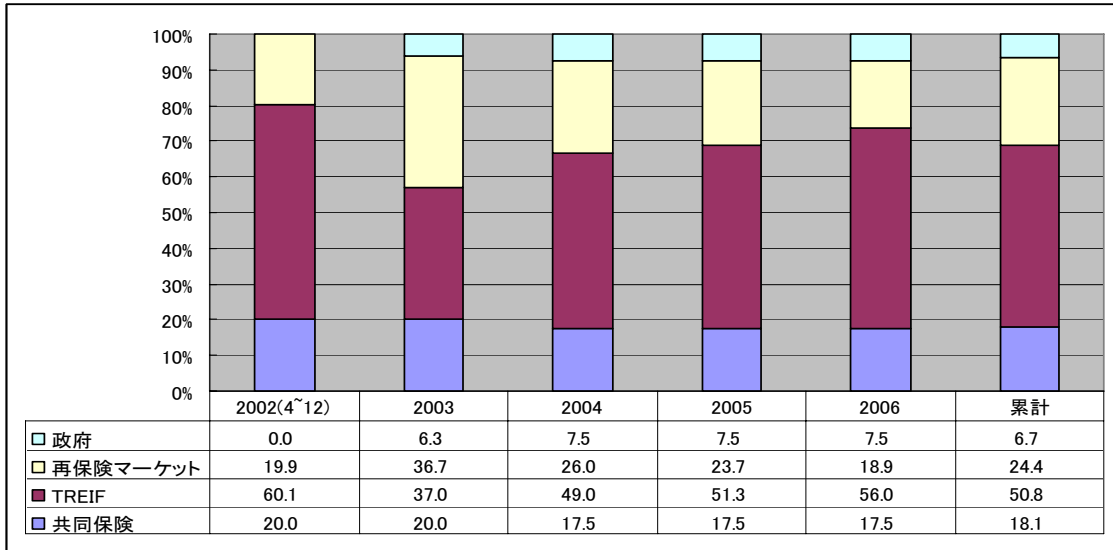


図 1-3 純保険料内訳の推移

出典： TREIF 資料より作成

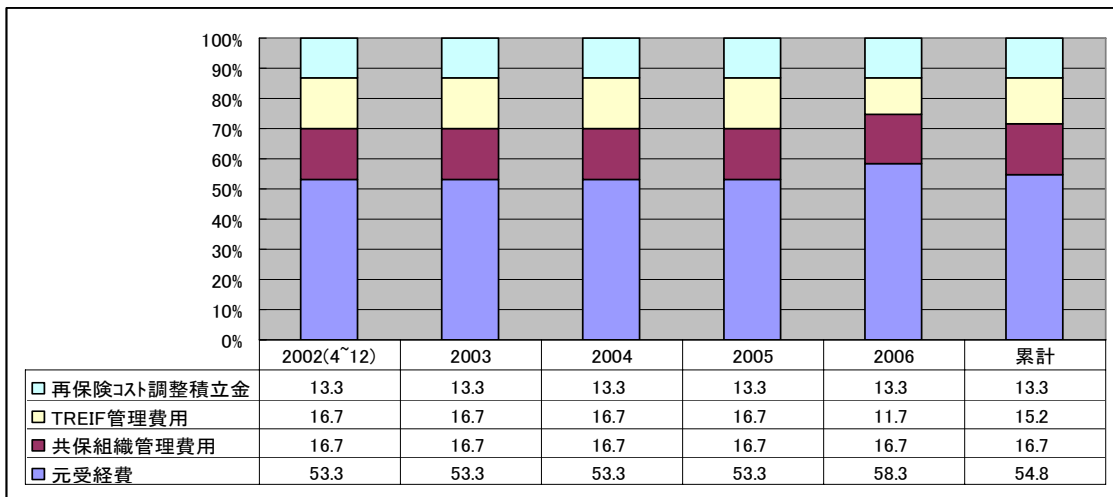


図1-4 付加保険料内訳の推移

出典： TREIF 資料より作成

(2) TREIF の財務状況

①TREIFの収入

TREIF自体の主な収入は住宅地震保険から分配された純保険料からの収入及び管理費用の収入である。

2002年（4～12月）～2006年の期間におけるTREIFの各種収入の合計と内訳（純保険料収入、管理費収入、利息収入など）の推移状況は表1-3および図1-5のとおりである。2002年4月に発足したTREIFの収入はこれまで順調に伸びてきており、2006年の収入総額は14億台湾ドルを超え、前年より27.01%増えている。

表 1-3 TREIF 各種収入の推移（単位：1,000 台湾ドル）

出典： TREIF 資料より作成

年度	2002 (4～12月)	2003	2004	2005	2006
純保険料収入 ³	334,525	450,749	879,201	1,078,720	1,342,886
管理費収入	16,715	31,016	42,771	52,745	60,996
利息収入	1,160	6,647	11,143	31,296	64,799
その他収入	—	3,340	2,490	2,734	11,581
TREIF 収入合計	352,400	491,752	935,605	1,165,495	1,480,262
前年比伸び率(%)	—	39.54	90.26	24.57	27.01

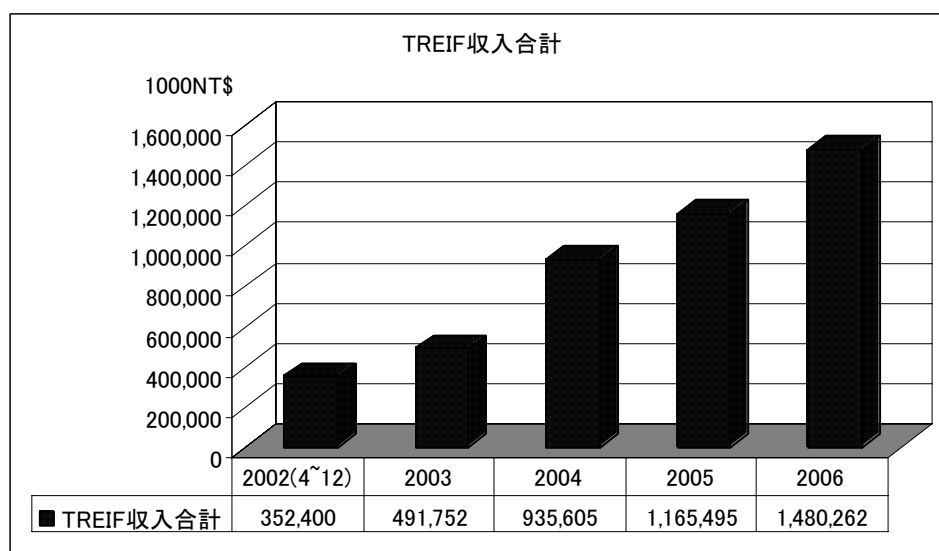


図 1-5 TREIF 収入合計額の推移

出典： TREIF 資料より作成

³ 表 1-3 における純保険料収入は、2003 年より巨災債券の発行により調達された資金を含んだ数値となっている。このため、2003 年以降は、表 1-2 の純保険料のTREIF分を上回る値となっている。

②特別準備金の積み立てと運用

2001年11月30日に制定された『財団法人住宅地震保険基金管理弁法』により、毎年度末に際して、TREIFはその収入総額から当年度の業務支出及び必要な運転資金を差し引いた後の残額の全額を特別準備金(保険金支払に充てるために積み立てられている準備金)に預け、保険金の支払に必要な拠出以外の使用が禁止される。また、特別準備金には政府に配分された純保険料も含まれる。2003年以降は、住宅地震保険の支払能力を強化するため、元受保険料からの収入とは別にキャットボンド(Catastrophe Bond)発行による調達資金も特別準備金に拠出されることとなった。2003年からの3年間にわたって総額1億ドル(約34億台湾ドル)のキャットボンドが発行された。

2006年12月末時点における特別準備金の累積額は43.8億台湾ドルの規模に達し、2005年より49.32%伸びている。(表1-4、図1-6)

表1-4 特別準備金累計額の推移(単位:1000台湾ドル)

出典: TREIF資料より作成

項目	2002	2003	2004	2005	2006
特別準備金累計額	351,491	840,160	1,773,155	2,934,560	4,381,784
前年比伸び率(%)	—	239.03	211.04	65.50	49.32
各年新規増加金額(A)	351,491	488,669	932,995	1,161,405	1,447,224
各年元受保険料総額(B)	656,985	1,228,209	1,686,320	2,078,413	2,402,666
A/B(%)	53.5	39.8	55.3	55.9	60.2

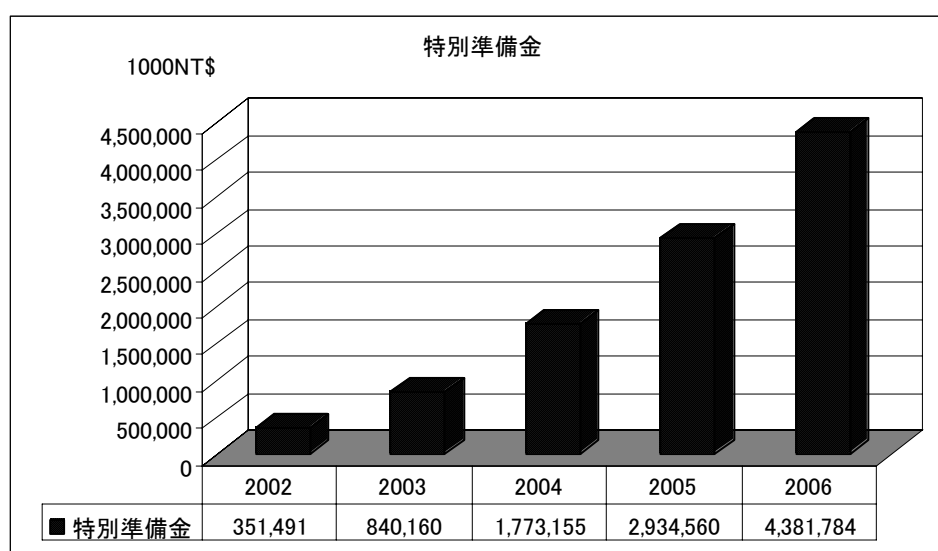


図1-6 特別準備金累計額の推移

出典: TREIF資料より作成

重大な地震災害の発生に際して、特別準備金の累積額では必要な支払に対応できない場合は、住宅地震保険対象の利益を守るために、主管機関と財政部が行政院の認可を得て確定した必要な規模の資金を国庫の担保の下で外部から調達することができる。

特別準備金の運用に際しては、安全性を最優先、収益性はその次とされている。このような原則に基づき、2006年の特別準備金のうち運用可能な資金規模は41.03億台湾ドルとされており、これは特別準備金総額43.82億台湾ドルの93.64%に相当する。また、資金運用の範囲は銀行預金、債券RP、政府債券と金融債券を含み、平均収益率は約2.029%となっている。(表1-4)

表 1-4 2006 年の特別準備金運用状況 (単位 : 1,000 台湾ドル)

出典 : TREIF 資料より作成

項目	金額	シェア (%)
銀行預金と債券 RP	1,367,902	33.34
政府債券	1,621,661	39.53
金融債券	1,113,114	27.13
合計	4,102,677	100.00

注 : 債券 RP は、買戻し条件付債券のことである。